

# 議第161号

## 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

### 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。